

外出自粛要請期間中に選挙が実施される場合、

特例郵便等投票ができます！

「投開票日の4日前(10月27日(水))までに」

保健所等から交付された外出自粛要請の書面を添付した請求書
お住まいの市町村選挙管理委員会に提出し、投票用紙を請求してください。
※外出自粛要請の書面が未発行の場合、請求書に理由を記載すれば
書面の添付がなくても投票用紙を請求できます。

衆議院議員総選挙は 10月31日！

外出自粛要請期間が

「10月20日から10月31日まで」にかかれば
特例郵便等投票ができるよ。



投票の流れ ※ポストへの投函は宿泊療養施設職員に依頼してください。

- ① **宿泊療養施設の職員に「特例郵便等投票したい」旨を申し出て下さい。**
宿泊療養施設の職員から投票用紙の請求に必要な書類をお渡しします。
- ② 住民票のある市町村選挙管理委員会に投票用紙を請求します。
- ③ 市町村選挙管理委員会から投票用紙・投票用封筒が届きます。
- ④ 宿泊療養施設で投票用紙に候補者名を記入し、投票用封筒に入れた後、
封筒の表面に署名します。
- ⑤ 郵便により、市町村選挙管理委員会に返送します。

※3カ月以内に住所を移した方は旧住所地での選挙となる場合があります。
あらかじめ現住所地の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)お住まいの市町村選挙管理委員会

富山市 076-443-2126	滑川市 076-475-2111	舟橋村 076-464-1121
高岡市 0766-20-1464	黒部市 0765-54-2111	上市町 076-472-1111
射水市 0766-51-6640	砺波市 0763-33-1111	立山町 076-462-9986
魚津市 0765-23-1019	小矢部市 0766-67-1760	入善町 0765-72-1100
氷見市 0766-74-8025	南砺市 0763-23-2003	朝日町 0765-83-1100